

I 調査対象施設の概況

調査対象は、前述したように、昭和59年5月以前に開設された特別養護老人ホームであるが、その設置主体、開設年、入所定員、施設長の職種は表1～4のとおりである。

なお、入所定員の平均は78.9人、実際の入居者数の平均は78.3人（平成2年1月末日現在）である。

表1 設置主体

公 立（組合立を含む）	137	15.6
官 設 民 営	36	4.1
社会福祉法人（官設民営を除く）	690	78.3
そ の 他	1	0.1
無 回 答	17	1.9
計	881	100.0

表2 施設開設年

昭和40年以前	41	4.7
41 ～ 45年	78	8.8
46 ～ 50	229	26.1
51 ～ 55	261	29.6
56 ～ 59	263	29.8
無 回 答	9	1.0
計	881	100.0

表3 入所定員

～ 50人	299	33.9
51 ～ 60	83	9.4
61 ～ 70	36	4.0
71 ～ 80	145	16.5
81 ～ 100	177	20.1
101 ～ 120	81	9.2
121 ～ 150	34	3.9
151 ～ 200	16	1.8
201 ～ 380	5	0.6
無 回 答	5	0.6
計	881	100.0

平均78.9人

表4 施設長の職種

医 師	32	3.6
看 護 職	21	2.4
そ の 他	791	89.8
無 回 答	37	4.2
計	881	100.0

II 看護職およびその他のケア要員の配置

1) 看護職の配置

無回答の7施設を除く874施設に配置されている看護職員の総数は表5のとおりである。表6は、「地域サービスのみ担当するもの」を除き、入居者を担当する看護職員数の分布を示している。

表5 看護職員総数*

	常 勤		非 常 勤	
	看 護 婦	准 看 護 婦	看 護 婦	准 看 護 婦
入所者のみを担当する看護職員	764 (0.87)	1438 (1.65)	45 (0.05)	49 (0.06)
地域福祉サービスを兼務する看護職員	178 (0.20)	295 (0.35)	17 (0.02)	21 (0.02)
地域福祉サービスのみを担当する看護職員	18 (0.02)	22 (0.03)	19 (0.02)	20 (0.02)

*874施設の総計。カッコ内は1施設当り平均人数

表6 入居者を担当する看護職員数*

1 人	9	1.0
2	269	30.6
3	344	39.1
4	150	17.0
5	48	5.4
6	30	3.4
7 ~ 21	24	2.7
無 回 答	7	0.8
	881	100.0

平均3.2人

*地域福祉サービスを兼務する者および非常勤を含む

看護職員の配置基準は入所定員別に示されている(厚生省通達)が、表7の太線の左下は、その基準を満たしていない施設である。

配置基準が満たされていない施設もある一方で、寮母の定員に看護職員を充当するなどして、基準以上に配置している施設もあり、看護職員1人あたりの入所定員は、施設間格差が大きい。表8は看護職員1人あたりの入所定員数の分布を示している。

8.6人から55.0人という開きがあり、平均は24.6人である。

国の配置基準では「看護婦」と表現されているものの、実際の認可では看護婦と准看護婦のいずれで

表7 入居者を担当する看護職員数*, 入所定員別

	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7人以上	計
44 ~ 50人	9 3.0	241 81.2	36 12.1	9 3.0	2 0.7			297 34.0
50 ~ 130		28 5.3	306 57.9	125 23.6	36 6.8	23 4.3	11 2.1	529 60.5
131 ~ 180			1 2.9	15 44.2	7 20.6	5 14.7	6 17.6	34 3.9
181 ~ 230					3 42.9	1 14.2	3 42.9	7 0.8
231 ~ 280							1 100.0	1 1.1
281 ~ 300							1 100.0	1 1.1
301 ~			1 20.0	1 20.0		1 20.0	2 40.0	5 0.6
計	9 1.0	269 30.8	344 39.4	150 17.2	48 5.5	30 3.4	24 2.7	874 100.0

*表6と同じ

表8 看護職員*1人あたり入所定員数

～ 18.9人	146	16.6
19.0 ～ 24.9	119	13.5
25.0	284	32.3
25.1 ～ 27.9	113	12.8
28.0 ～ 33.9	121	13.7
34.0 ～	88	10.0
無 回 答	10	1.1
計	881	100.0

平均24.6人
*表6と同じ

表9 看護婦の有無

常勤看護婦がいる	556	63.1
非常勤看護婦がいる(常勤はいない)	17	1.9
看護婦はいない(准看護婦のみ)	301	34.2
無 回 答	7	0.8
計	881	100.0

*入所者を担当する看護職員のみ

図1 常勤看護婦数、設置主体別

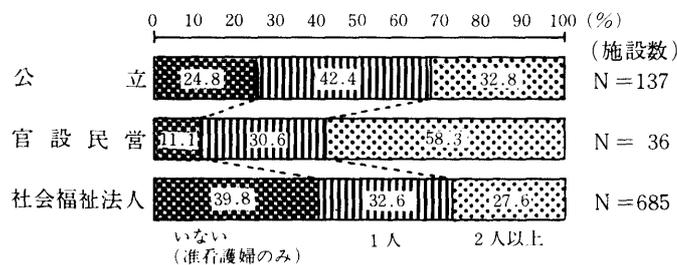
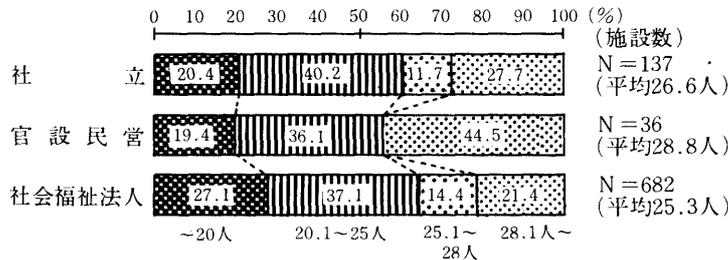


図2 看護職員1人あたり入所定員、設置主体別



あるかを問題にしていない。調査対象施設で働く看護職員全体で見ると、看護婦数と准看護婦数の比率は36:64である。また、看護婦がいる施設数と准看護婦のみの施設数の比率は66:34である(表9)。

看護職員の配置状況を設置主体別にみると、「官設民営」は准看護婦のみの施設は少ないが、看護職員1人あたりの入所定員数が多い傾向がみられる(図1, 2)。

地域福祉サービスを実施する施設は年々増加しているが、地域福祉サービス専任の看護職員(含非常勤)を配置しているところは、61施設(7%)にすぎず(表10)、多くは兼任体制をとっている。

施設外の看護職員の応援を得ている施設は約3割で、夜間緊急時に協力病院等の協力を得るのがその主なものである(表11)。

表10 地域福祉サービスのみを担当する看護職員数

0 人	813	92.2
1	49	5.6
2	7	0.8
3	4	0.5
4	1	0.1
無 回 答	7	0.8
計	881	100.0

*非常勤を含む

表11 施設外の看護職員の応援

得られる	258	29.3
得られない	610	69.2
無回答	13	1.5
計	881	100.0

→どのような協力が得られるか〔複数回答〕

夜間緊急時の対応	155	76.4
その他	63	31.0
計	218	107.4
有効回答施設数	203	100.0

→どこの看護職員か〔複数回答〕

協力病院・診療所	211	83.1
併設の福祉施設	27	10.6
その他	23	9.1
計	261	102.8
有効回答施設数	254	100.0

表14 作業療法士の配置

常勤者がいる	28	3.2
非常勤者がいる	54	6.1
いない,および無回答	799	90.7
計	881	100.0

表15 理学療法士の配置

常勤者がいる	48	5.4
非常勤者がいる	175	19.9
いない,および無回答	658	74.7
計	881	100.0

表16 作業・理学療法士の配置

作業療法士・理学療法士ともいる	56	6.4
作業療法士のみいる	26	3.0
理学療法士のみいる	169	19.2
いない,および無回答	630	71.4
計	881	100.0

*非常勤を含む

(9%), 配置数は82施設あわせて常勤30人, 非常勤64人である。また理学療法士を置いている施設は223 (25%), 配置数は223施設あわせて常勤59人, 非常勤221人である。但し, 「常勤」に計上した中には, 併設のリハビリセンターや病院等との兼務者も含まれており, 特別養護老人ホーム専任の常勤者は

表12 寮母数*

8 ~ 12人	94	10.7
13 ~ 14	155	17.6
15 ~ 19	168	19.1
20 ~ 24	177	20.0
25 ~ 29	136	15.4
30 ~ 39	73	8.3
40 ~ 87	21	2.4
無回答	57	6.5
計	881	100.0

平均20.6人
*非常勤を含む

表13 看護婦職員*1人あたり寮母数

~ 3.9人	36	4.1
4.0 ~ 4.9	81	9.2
5.0 ~ 5.9	97	11.0
6.0 ~ 6.9	240	27.3
7.0 ~ 7.9	172	19.5
8.0 ~ 8.9	114	12.9
9.0 ~	79	9.0
無回答	62	7.0
計	881	100.0

平均6.5人
*表6と同じ

2) その他のケア要員

寮母数の分布は表12のとおり。無回答を除く824施設の総計は, 常勤16,243人, 非常勤764人。うち介護福祉士有資格者は, 常勤792人, 非常勤20人である。

表13は, 看護職員1人に対する寮母の数を示している。平均は6.5人であるが, 1.8人から14.0人という開きがあり, そのことにより看護婦と寮母との役割分担にも違いが出てくると思われる。

表14~16は, 作業療法士と理学療法士の配置状況を示している。作業療法士を置いている施設は82

少ないようである。このように理学療法士や作業療法士を配置している施設は少なく、配置していたとしても非常勤がほとんどである。

3) リーダー看護職の属性と位置づけ

この調査は、婦長（婦長の役職がない場合は、看護職の中のリーダー的な立場にある人）に回答を求めた。この節はその回答者のことについてのべる。

所持免許、年齢、今の施設での勤続年数は表17～19のとおりである。40歳代が最も多く38%を占めており、平均46歳である。勤続年数は1年未満から26年までの開きがある。年齢別に勤続年数の分布を見ると、35歳以上については、あまり差がない（図3）。比較的若いうちに施設に就職した人や中高年にな

表17 リーダー看護の所持免許

保健婦及び助産婦	8	0.9
保健婦	17	1.9
助産婦	32	3.6
看護婦	374	42.5
准看護婦	441	50.1
無回答	9	1.0
計	881	100.0

*以下の回表では、保健婦、助産婦は看護婦に含める

表18 リーダー看護の満年齢

23～29才	21	2.3
30～39	199	22.6
40～49	330	37.6
50～59	259	29.5
60～71	63	7.0
無回答	9	1.0
計	881	100.0

平均46.2才

表19 リーダー看護の勤続年数

～1年	50	5.7
2～3	82	9.3
4～5	99	11.2
6～7	162	18.4
8～9	134	15.2
10～11	125	14.2
12～15	147	16.7
16～20	56	6.4
21～26	8	0.9
無回答	18	2.0
計	881	100.0

平均8.5年

*6ヵ月未満は切り捨て、6ヵ月以上は1年とする

なって就職した人、長く定着している人や就職したばかりの人など様々であることがわかる。

看護職の中のリーダー的な立場にある回答者の職位は表20のとおりである。3割が「看護職は全員横並び」、約4分の1は、フォーマルには他の看護職を統括する職位は与えられていないが「実質的に統括している」と回答している。両者併せて55%が、看護職の中に責任者のポストがないと回答しており、このことは、看護職としての役割遂行上大いに問題である。

また回答者の63%は施設長直属であるが、36%は他の職種の指示下で働くような位置づけとなっている（表21）。後者については、他職種に対する看護職としての独立した権限と責任をフォーマルに認めていないことを意味しており、このことも役割遂行上大いに問題である。

回答者の直属上司と職位の関係は図4のとおりである。

リーダー看護職の職位は、看護職員数との関係が強い（図4）。看護職員数が4人の場合、看護職の責任者のポストがあるのとなないのが半々で、3人以下ではそのポストがない施設の方が多くなる。しかし、たとえ人数は少なくとも、責任者のポストは明確にすべきであろう。

図3 リーダー看護職の勤続年数，リーダー看護婦の年齢別

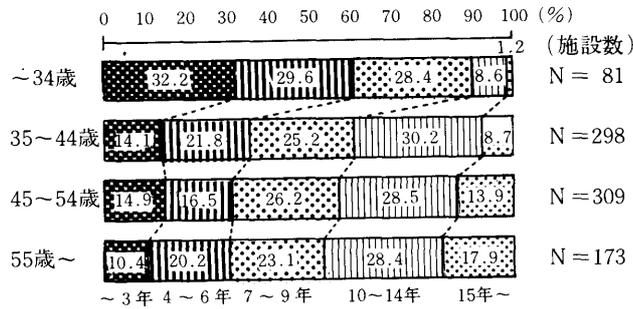


表20 リーダー看護職の職位

他に看護職はいない	8	0.9
看護職は全員横並びである	269	30.5
実質的に他の看護職を統括している	211	24.0
婦長（またはそれに代わる名称）の職位にある	316	35.9
看護職・寮母職ともに統括する職位にある	38	4.3
無 回 答	39	4.4
計	881	100.0

表21 リーダー看護職の直属上司

施設長	556	63.2
生活指導員	180	20.4
寮母長	14	1.6
その他	121	13.7
無回答	10	1.1
計	881	100.0

看護職の直属上司と看護職員数との関係は、リーダー看護職の職位と看護職員数との関係ほど明瞭ではない（図5）。直属上司に関しては、もっと別の要素（看護職への役割期待の違いなど）が関係していると思われる。

設置主体別にみると、「官設民営」で看護職が他

図4 リーダー看護婦の職位，看護職員数別

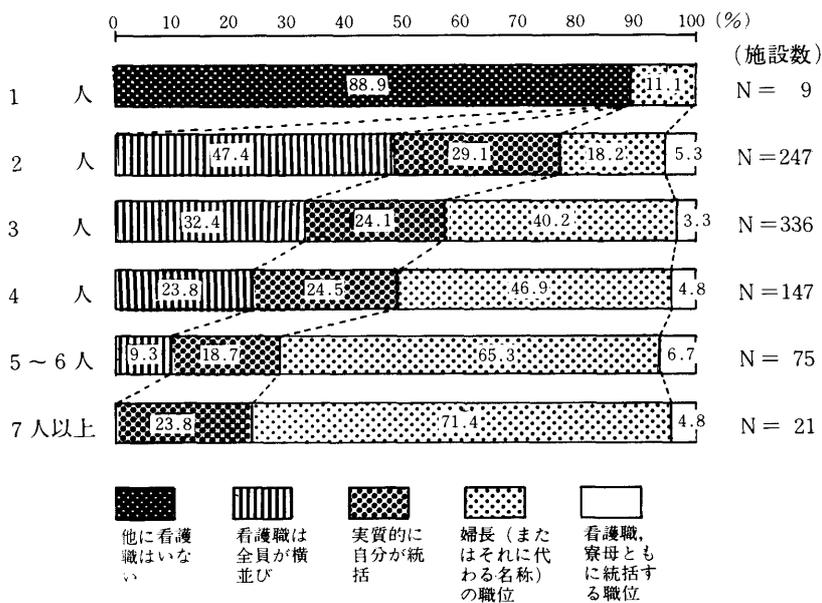


図5 看護職の直属上司, 看護職員数別

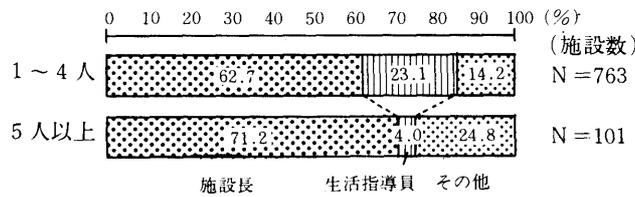


図6 看護職の直属上司, 設置主体別

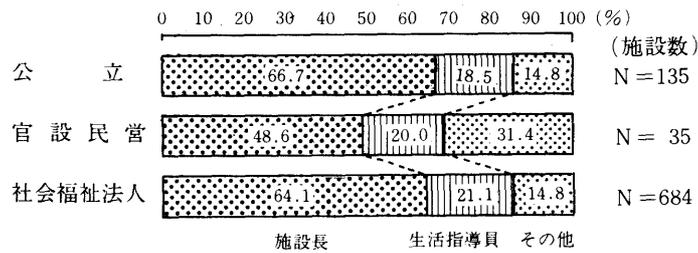
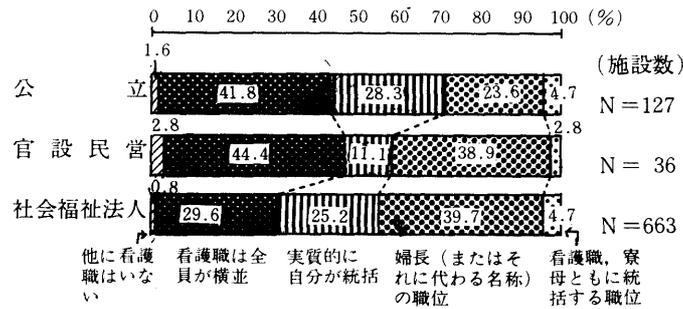


図7 リーダー看護職の職位, 設置主体別



職種の下に位置づけられ, 「公立」で看護職の責任者のポストがない施設が多い(図6, 7)。

III 施設の医療状況

1) 日常医療

1日6時間以上, 週5回以上を常勤とみなした場合, 常勤医がいる施設は1割で, 9割は常勤医がない(表22)。内科医の定期的回診はほとんどの施設であり, その回数は週1~2回が7割弱を占めている。少ないところは1回, 多いところは毎日と格

表22 常勤医(1日6時間週5日以上勤務)の有無

い	る	84	9.5
い	ない	795	90.3
無	回答	2	0.2
計		881	100.0